

令和 7 年度 学童保育所料金減免・助成申請について

- ◆ 対 象 者：昨年収入に対する所得税が非課税(廃止年少扶養控除を考慮したもの)の世帯
- ◆ 助成時期：当該年度の入所期間
- ◆ 提 出 先：太宰府市役所保育児童課 13番窓口(郵送可)
- ◆ 提出書類 <①～②を提出してください>

① 学童保育所利用料金助成申請書兼委任書(市の様式第1号)

保育児童課窓口もしくは、太宰府市ホームページにて配布しております。

② 令和 7 年度課税証明書

※ 但し、令和 7 年1月1日現在、本市に住民票がある世帯は提出不要です。
(本市で確認できるため)

- ※ 令和 6 年度に減免制度の適用を受けられていた方についても、申請は毎年度必要ですので、ご注意ください。
- ※ 提出書類に不備等がある場合は、減免・助成の認定が遅くなる場合がございます。その際は、減免・助成が認定されるまで通常保育料をお支払いいただくことになりますので、ご了承ください。

〒818-0198

太宰府市観世音寺1丁目1番1号

太宰府市役所 健康福祉部 保育児童課

TEL092-921-2121